

契約社員・パート・アルバイト等「有期契約」で働くみなさまへ！

有期契約で働いている方、働く予定の方を対象とした 「無期転換ルール説明会・夜間特設労働相談会」を開催します！

平成30年4月1日より、労働契約法による「無期転換ルール」(※)が本格的にスタートします！

東京労働局では、「無期転換ルール」の内容や、無期転換を希望する方が会社に対していつまでに、どのように意向を伝えたらよいか等、「無期転換ルール」への理解を深めていただくため、

1年更新、半年更新など、有期契約で働いている方、働く予定の方を対象に

説明会・相談会を開催いたします(説明会については事業主の方も参加できます)。

無期転換ルールについて疑問等をお持ちの方は、この機会に是非ご参加下さい。(事前申込み制)。

(※)「無期転換ルール」=有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール(裏面参照)

1. 日時 参加無料です。

①平成30年3月9日(金)、②平成30年3月14日(水)

(説明会) 18:30~19:00(各回定員40名)

(相談会) 17:30~19:00の間に下記の時間枠で行います。
お一人様30分までとさせていただきます。

※説明会の内容は各回同じです。説明会のみ、相談会のみ参加も可能です。

※下記3による事前申込みが必要です。

※申込みが定員に達した場合は締切りとなりますので、予めご了承下さい。

無期転換の申込みをしようと思いましたが、次の更新はない!と言われました・・・。



2. 場所

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎(※裏面の地図参照)

説明会は第一会議室、相談会は総合労働相談コーナー(※両方とも14階です)

3. 申込み方法(事前申込み制です)

参加をご希望の方は、下記参加申込書(※希望の日にち、時間帯に○をしてください)により、FAXにて3月5日(月)までにお申込みください。(説明会のみのお申込みについては、電話でも受け付けます)。

定員に達しご参加いただけない場合のみご連絡させていただきます。

参加票はお送りいたしませんので、当日は、このチラシをご持参いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 (電話03-3512-1611)

【参加申込書】FAX 03-3512-1555

説明会 ※希望の日にちに○をしてください。	① 3月9日(金) ② 3月14日(水)		
相談会 ※希望の日にちの時間帯に○をしてください。 ※③は説明会と同時刻のため、説明会への参加はできません。	3月9日	① 17:30~18:00 ② 18:00~18:30 ③ 18:30~19:00	
	3月14日	① 17:30~18:00 ② 18:00~18:30 ③ 18:30~19:00	<相談内容を簡単に記載してください>
参加者氏名			
ご連絡先(電話)	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。 — —		

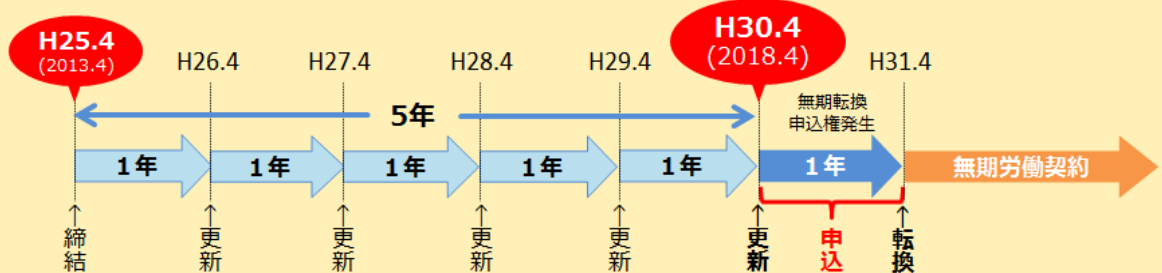
※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

【無期転換ルールの概要】

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】

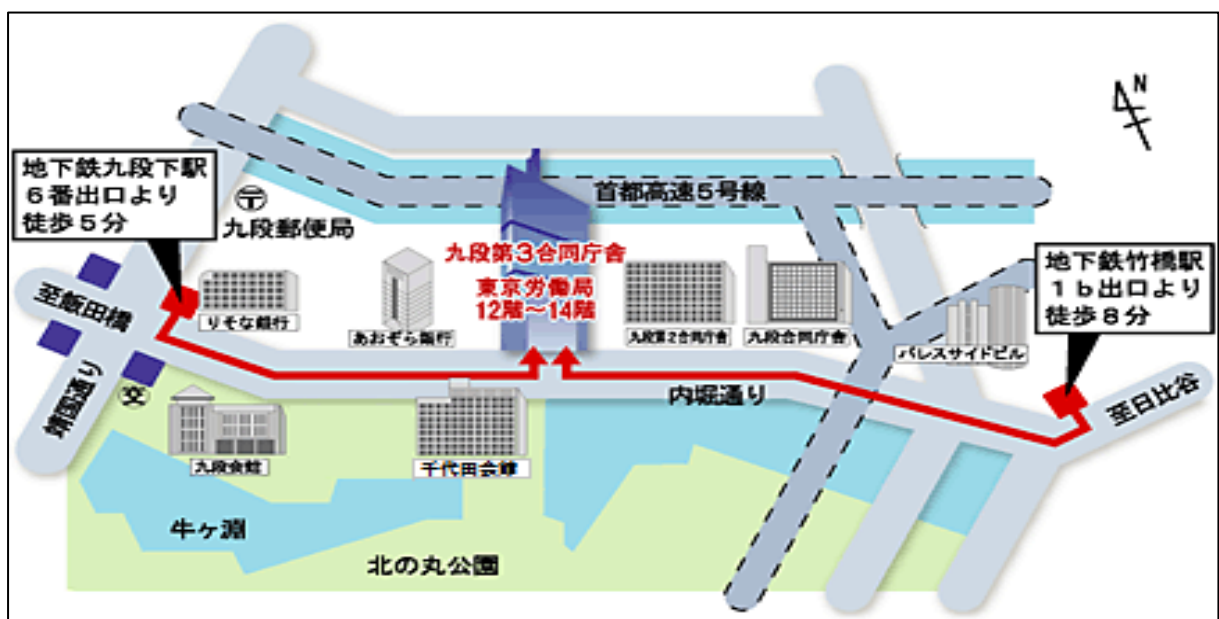


※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

【開催場所（東京労働局）の地図】



※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。